



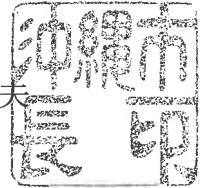
沖縄市告示第 46 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、下記の住居表示を実施するため、町の区域及び名称の新設案を別添図面のとおり告示する。

なお、同項の規定により告示された案に係る町又は字の区域に住所を有する者で市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市長に対し、同項の告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

令和元年8月1日

沖縄市長 桑江朝千夫



記

1 実施区域

別図1の字大里、字桃原を変更し、別図2のとおり大里三丁目、桃原四丁目を新設する。

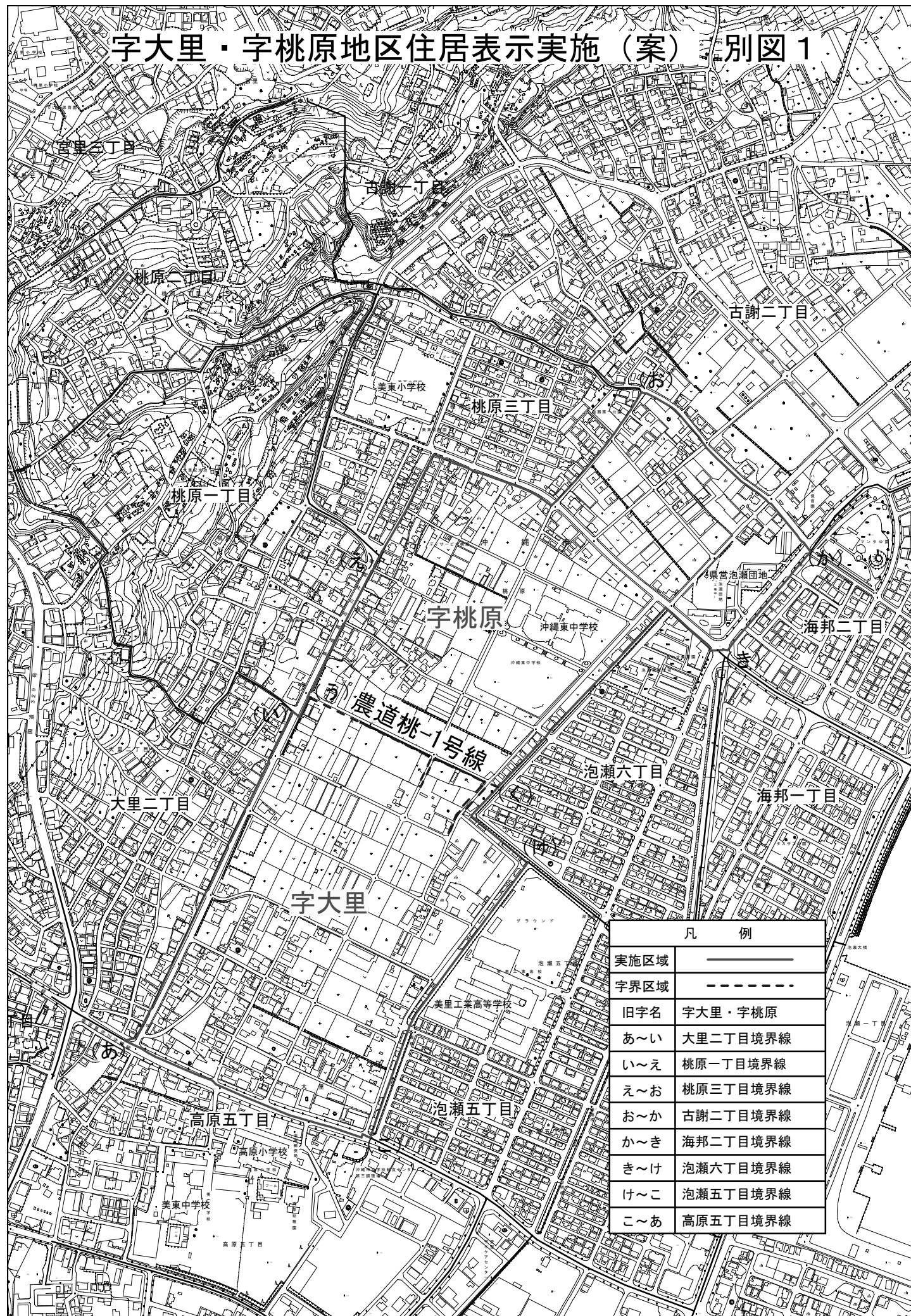
2 告示期間

令和元年8月1日から令和元年8月30日まで

3 連絡先

沖縄市役所 建設部 都市整備室 都市計画担当
（電話：939-1212・内線2517）

字大里・字桃原地区住居表示実施（案）別図1



字大里・字桃原地区住居表示実施（案）別図2

